

10月25日まで熱中症警戒アラートを実施します

問合せ 保健センター ☎992-3170

熱中症警戒アラートとは？

熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予想される日の前日の夕方又は当日早期に都道府県ごとに発表されます。危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動をとっていただくよう促すための情報です。

▶町のお知らせ基準

埼玉県の暑さ指数(WBGT)が33℃以上となる予報が発表された場合

▶町からのお知らせ方法

- ①防災行政無線 当日10時に放送します(土・日曜日及び祝日は除く)
- ②マップメール(松伏町メール配信サービス)
- ③ツイッター

熱中症警戒アラートが発表されたら

- ▶不要不急の外出は避け、昼夜問わずエアコン等を使用しましょう。
- ▶外での運動は原則、中止や延期をしましょう。
- ▶のどが渇く前にこまめに水分、塩分を補給しましょう。
- ▶熱中症のリスクが高い方(高齢者、子ども、持病のある方等)に声かけをしましょう。

福祉制度をご存じですか？～子どものしあわせのために～

問合せ すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当 ☎991-1876(①、④、⑤)
いきいき福祉課 障がい福祉担当 ☎991-1877(②、③)

①児童扶養手当

父母の離婚など何らかの理由で父又は母のいない子どもを育てている方や、父又は母に一定の障がいがあり、子どもを育てている方に支給される手当です。

上記の支給対象に該当する方は、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請する方やその配偶者及び同居等生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により、手当の支給に制限等があります。

手当の額(令和5年4月～)※5月支払い分～

子どもの人数	月額(全部支給)	月額(一部支給)※所得に応じて
1人	44,140円	44,130円 ～ 10,410円
2人	10,420円を加算	10,410円 ～ 5,210円
3人以上	1人につき6,250円を加算	6,240円 ～ 3,130円

②特別児童扶養手当

精神又は身体に一定の障がいのある子どもを育てている方に支給される手当です。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

手当の額(令和5年4月～)※8月支払い分～

障がいの状態	月額(1人について)
1級(重度)	53,700円
2級(中度)	35,760円

③障害児福祉手当(特別障害者手当)

20歳未満で、常時介護を必要とする方に支給される手当です。

障がいを支給事由とする年金を受給している方、施設入所者は対象外です。(20歳以上で、常時介護を必要とする方には特別障害者手当が支給されます。継続して3か月を超えて病院などに入院している方、施設入所者は対象外です。)

手当の額(令和5年4月～)※8月支払い分～

手当の種類	月額(1人について)
特別障害者手当	27,980円
障害児福祉手当	15,220円

現在、児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当(特別障害者手当)を受けている方(支給停止の方も含む)は、8月に現況届の提出が必要です。対象の方には、後日個別に通知します。

④ひとり親家庭等医療費の助成

母子・父子家庭などの方に、病院にかかったときに支払った医療費の一部を支給します。

支給対象者は、ひとり親家庭等の18歳になる年度末までの児童とその母(父)又は養育者です。一部負担金から次の自己負担額を控除した額が支給されます。

〈支給対象者が市町村民税課税者の場合〉

①医療機関等ごと 1人につき通院1,000円/月

②医療機関等ごと 1人につき入院1,200円/日

ただし、薬局分の医療費については、自己負担金は発生しません。

⑤母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭のお母さん及び父子家庭のお父さん並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉増進のために、必要な資金をお貸しする制度です。

申請には、必要な書類があります。これらの福祉制度には所得制限があり、助成できない場合があります。